

2021年度監査結果について

(趣旨)

2021年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会HPへの公表を行うに当たり、事務局案についてご審議いただく。

ご了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたい。

主なポイント

2021年度監査結果を経済産業大臣へ資料8-1(電気)及び資料8-2(ガス)により報告するとともに、資料8-3により委員会HPにおいて公表する。

なお、公表に際しては、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

< 監査結果の要旨 (概要) >

1. 電気事業

(1) 主な重点監査項目

① 託送供給等収支に関する監査

2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことが明確にされた。

上記の省令改正を受け、2021年度の託送供給等収支の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。)の有無及び調査方法について確認した。

② 託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査

2020年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。これらが適切に実施されているかについて、その遵守状況を確認した。

③ 約款の運用等に関する監査

2020年度において、託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の

38 事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の
39 観点から、再発防止策の実施状況等を確認した。

40

41 (2) 監査の結果

42 9事業者において10件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

43

44 (3) 指摘事項の状況

45

(単位：件)

		件数
①	約款の運用等に関する監査	—
②	財務諸表に関する監査 <例> ・集計誤りや明細書の記載誤り	2
③	部門別収支に関する監査 <例> ・誤った部門別収支計算書の提出	1
④	託送供給等収支に関する監査 <例> ・計算書の記載誤りや配賦計算誤り ・誤ったインバランス収支計算書等の公表	7
⑤	託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥	体制整備等に関する監査	—
合 計		10

46

47 <参考> 超過契約額の確認結果

48 超過契約額については、電気事業法に基づく報告徴収を実施した結果、1事業者
49 に超過契約額を確認（他事業者は該当なし）。

50

51 2. ガス事業

52

53 (1) 主な重点監査項目

54 ① 託送供給収支に関する監査

55 2020年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、
56 または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項が101件あったことから、20
57 21年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間
58 違いが無いかを確認した。

59

60 ② 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

61 2020年度監査において指摘事項はなかったが、実務の標準的な手続きを明
 62 確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」による
 63 運用が定着しているかを判断するため、2021年度監査においても、引き続
 64 き、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング
 65 業務を実施しているかを確認した。

66

67 (2) 監査の結果

68

57事業者において92件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

69

70 (3) 指摘事項の状況

71

(単位：件)

		件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・約款に基づく手続き誤り		1 (—)
② 財務諸表に関する監査 <例> ・営業費の整理誤り		11 (—)
③ 部門別収支に関する監査		—
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる配賦計算誤り		80 (7)
⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止 行為に関する監査		—
合 計		92 (7)

72

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

経済産業省

20220617電委第2号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項の規定により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項の規定により委任された同法附則第21条に規定する監査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2021年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23社）に対して実施した2021年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2021年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことが明確にされた。この省令改正を受け、「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。）の有無及び調査方法を重点的に確認した。
- ・2020年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に対して差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。
- ・2020年度において、託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2020事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2021年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	19	—	—	—	—	—
書面監査実施数	5	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	19
書面監査実施数	—	—	—	—	—	5

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について現地立入と書面を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2021年度において実施した監査の結果、9事業者において10件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・集計誤りや明細書の記載誤り	2
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・誤った部門別収支計算書の提出	1
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・計算書の記載誤りや配賦計算誤り ・誤ったインバランス収支計算書等の公表	7
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥ 体制整備等に関する監査	—
合 計	10

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条

（略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第百七条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理

の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第二条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

2021年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	託送収益明細表の算定誤り	接続供給託送収益（賠償負担金相当金）について、整理すべき収益の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
2	財務諸表	固定資産期中増減明細表（業務設備及び無形固定資産）等の算定誤り	業務設備及び無形固定資産について、事業外固定資産として誤った金額で算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
3	部門別収支	誤った部門別収支計算書の提出	電気事業財務費用について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する提出資料の修正）	提出済みの部門別収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。（訂正後の部門別収支計算書は提出済み。）	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第4条
4	託送供給収支	インバランス収支計算書（他社購入電源費等）等の算定誤り	他社購入電源費等について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第14. 等
5	託送供給収支	送配電部門収支計算書（事業外収益）の算定誤り	事業外収益（固定資産売却益を除く。）について、附帯事業に係る収益を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第15.
6	託送供給収支	誤った超過利潤累積管理表等の公表	2019事業年度の使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用等について、誤った諸元で算定していたため、今回対象の2020事業年度の前期及び当期超過利潤累積額等の算定も誤っていた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みの超過利潤累積管理表等の修正・公表を行うべきである。（訂正後の超過利潤累積管理表等は公表済み。） なお、この誤りにより、2019事業年度の部門別収支について修正を要する。	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
7	託送供給収支	誤ったインバランス収支計算書等の公表	2018事業年度及び2019事業年度において、エリアインバランス誤算定に伴うインバランス料金の精算に関し、旧一電との社内取引に反映していなかった。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバランス収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバランス収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給収支	誤ったインバランス収支計算書等の公表	2019事業年度において、エリアインバランス誤算定に伴うインバランス料金の精算に関し、旧一電との社内取引に反映していなかった。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバランス収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバランス収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
9	託送供給収支	超過利潤累積管理表の注記の誤り	超過利潤累積管理表の注記について、誤った資産承継後の期首帳簿価額を記載していた。	公表資料は入念に確認すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
10	託送供給収支	誤ったインバランス収支計算書等の公表	2019事業年度において、エリアインバランス誤算定に伴うインバランス料金の精算に関し、旧一電との社内取引に反映していなかった。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバランス収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバランス収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

20220617電委第2号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項の規定により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。）第38条第1項の規定により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2021年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（265社）に対して実施した2021年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2021年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2020年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、昨年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2020年度監査において指摘事項はなかったが、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」による運用が定着しているかを判断するため、昨年度に引き続き、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかなど「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2020事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2021年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管

事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	47	11	36	92	8	4
現地立入監査実施箇所数	9	3	18	22	8	3
書面監査実施数	38	9	18	70	-	1
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	20	14	3	29	1	265
現地立入監査実施箇所数	12	7	2	17	1	102
書面監査実施数	8	7	1	12	-	164

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について本社と支社で監査を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2021年度において実施した監査の結果、57事業者において92件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
①	約款の運用等に関する監査 <例> ・約款に基づく手続き誤り	1（－）
②	財務諸表に関する監査 <例> ・営業費の整理誤り	11（－）
③	部門別収支に関する監査	－
④	託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる配賦計算誤り	80（7）
⑤	託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
合 計		92（7）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（勧告）

第七十八条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第七十九条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（権限の委任）

第七十九条

（略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、ガス小売事

業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

(略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(略)

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第四十一条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（略）

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用等）の算定誤り	営業外費用（その他）について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(7)
2	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用（資金調達））の配賦誤り	営業外費用（資金調達）について、誤った配賦方法で算定していた。	適正な配賦方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(5)
3	託送供給収支	誤った託送収支計算書の公表	2019事業年度の託送収支計算書について、営業外収益の資金運用に計上する金額の記載が誤っていた。	公表済みの託送収支計算書の修正・公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条
4	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	分轄して整理した工事負担金収入額について、誤った項目（償却分区域外工事負担金収入）に記載していた。	適正な項目（償却分工事負担金収入）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(8)
5	託送供給収支	超過利潤計算書（特別損益）の算定誤り	託送供給関連部門の特別損失について、災害に伴う特別損失を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(1)
6	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	他の事業者から依頼された漏洩検査等に係る収益等について、誤った項目（営業外収益等）に記載していた。	適正な項目（営業収益等）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(5)
7	託送供給収支	託送収支計算書（託送収益明細表）の記載漏れ	託送収益明細表（その他託送供給関連収益）について、記載すべき託送収益の金額が未記載であった。	適正な金額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第14.
8	託送供給収支	特別利益の算定誤り	「特別利益」の算定に当たり、ガスホルダー修繕積立金の取り崩し利益が計上されていなかった。	「特別利益」を適切に修正すべきである。これに伴い修正を要する「税引前託送供給関連部門当期純利益」、「法人税等」、「託送供給関連部門当期純利益」の算定を適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(4)
9	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
10	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の配賦に誤りがあったほか、託送資産の計上に漏れがあったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産については、各機能に正しく漏れがないように配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
11	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均で算定している旨を記載しているが、期末簿価で算定していた。	期首期末平均又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
12	財務諸表	勘定科目の誤り	ガス器具の販売、修理等に係る費用が供給販売費に含まれていた。	「その他営業雑費用」として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
13	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、計上もれがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
15	託送供給収支	託送供給収支計算書上の事業税の算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1
16	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、計上もれがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
17	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均で算定している旨を記載しているが、期末簿価で算定しているなどの間違いがあった。	期首期末平均又は期央残高により正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
18	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用や附帯事業費用として整理すべき費用が供給販売費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第 1
19	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	機能別配賦係数の算定基礎となる固定資産の分類に誤りがあった。	機能別に正しく分類し、係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、直課及び固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	機能別に正しく分類し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
21	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用として整理すべき費用が修繕費で整理されていた。需要開発費が、一般管理費として整理されていたものがあった。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第 1
22	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)
23	託送供給収支	託送供給収支計算書上の事業税の算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1
24	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	託送費用関連配賦基準となる固定資産金額比が誤っていたことにより、託送費用が誤って算定されていた。	固定資産金額比は、各固定資産を各機能に適正に分類し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1
25	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均の算定誤り及び計上漏れにより、託送資産が誤って算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
26	託送供給収支	超過利潤累積額管理表の作成誤り	超過利潤累積額管理表の作成にあたり、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）および当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）において、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合は、零とすべきであるが、零とされていなかった。	前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）および当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 2. (1) (2)
27	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	託送供給収支	法人税等の整理方法の誤り	法人税等を整理する際に、算出された数値はマイナスであったので、計算規則に基づき、零を下回る場合にあっては零としなければいけないところ、誤ってマイナスの実数を計上していた。	託送供給収支計算書に整理する法人税等は、零を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (9)
29	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
30	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）を算定するにあたり、別表第 1 第 1 表の配賦基準を用いて算定しなければいけないところ、配賦基準どおりに適切に算定されていなかった。	供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）を算定する際には、別表第 1 第 1 表の配賦基準によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)
31	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、県税事務所からの指導により事業税の修正申告を行っていたが、託送供給収支計算書に反映させていなかった。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
32	託送供給収支	資金調達に係る営業外費用の算定方法の誤り	資金調達に係る営業外費用を算定するにあたり、固定資産金額比を用いて算定しなければいけないところ、料金収入比で算定していた。	資金調達に係る営業外費用を算定する際には、固定資産金額比によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (5)
33	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
34	託送供給収支	超過利潤計算書の作成方法の誤り	託送供給収支計算書を基に超過利潤計算書を作成する際、「税引前託送供給関連部門当期純利益」欄に誤って税引後の当期純利益を計上していた。	超過利潤計算書を作成する際には、様式に従い適切に数値を計上して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 1.
35	託送供給収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、自家消費分を含めて算定しているが、自社導管部門の自家消費相当分を除いて算定していなかった。	自社託送収益を算定する際には、自社導管部門の自家消費相当分を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 1. (2)
36	託送供給収支	託送供給収支の営業費用（一般管理費）算定方法の誤り	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定するにあたり、事業税を除いて算定すべきところ、事業税を含めて展開していた。	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定する際には、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)
37	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきところ、期末残高の額としていた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
38	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用及び実績需要量は、最新の託送料金改定時の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して算定すべきであるが、誤って託送料金改定前の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して作成していた。	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用及び実績需要量は、最新の託送料金改定時の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (6)
39	託送供給収支	託送供給収支計算書上の法人税等の算定誤り	託送供給収支計算書の税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零（「0」）を下回る場合、零とすることと定められているが、誤ってマイナスの実数を計上していた。	託送供給収支計算書の税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零（「0」）を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (9)
40	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきところ、誤計算により金額が相違していた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
41	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の本支管投資額実績表を作成する際、直近 5 年間の実績額を記載すべきところ同記載期間（年度）及び記載金額が相違していた。	託送資産明細表の本支管投資額実績表を作成する際には、直近 5 年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
42	託送供給収支	託送供給収支計算書上の法人税等の算定誤り	託送供給収支計算書の法人税等は、法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率を誤っていた。	託送供給収支計算書の法人税等を算定する際には、法定実効税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(9)
43	託送供給収支	託送供給収支の営業外費用の計上金額誤り	託送供給収支の営業外費用において、計算式の誤りにより、本来、営業外費用とすべき金額が計上されていなかった。	託送供給収支の営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.
44	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すべきところ、集計年度の誤りにより、本来、記載すべき値で作成されていなかった。	乖離率計算書の作成にあたり、実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(6)
45	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、小売部門のみに関係する保守点検費用を直接配賦せず、機能別展開する費用項目に含めていた。	GHPの保守点検契約料は小売に係る機能に直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
46	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本について、営業費等から控除する減価償却費の算出方法に誤りがあった。	本来適用すべき係数にて減価償却費を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
47	財務諸表	勘定科目の整理誤り	供給販売費の整理において、休止設備に係る費用が計上されていた。	当該費用については一般管理費で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第89
48	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
49	託送供給収支	超過利潤額の算定誤り	超過利潤計算書について、税引き前の託送供給関連部門当期純利益を入れるべき欄に、税引き後の同額を誤入力した為、超過利潤額が過少に計算されている。	最新の規則に基づき超過利潤計算書を作成するとともに、その様式に基づき超過利潤額を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
50	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産（運転資本）の算定において、除却されている物品の一部が、当該固定資産除却損の中に算入されていないため、運転資本が正しく算定されていない。	固定資産除却損を修正し、運転資本を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
51	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、嘱託社員に係る人員比が誤って算定しており、労務費が正しく算定されていない。	嘱託社員の人員比を修正し労務費を算定しなおすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
52	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益に、貸倒引当金戻し入れ額が含まれていた。	営業外収益から貸倒引当金戻し入れ額を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
53	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、付帯事業等に関わる金額を含めた金額で算定しており、その他の営業外収益が正しく算定されていない。	付帯事業等に係る金額を除いた金額に修正のうえ算出しなおすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
54	財務諸表	特別損失の算定誤り	ガスメーターの入れ替えに伴い発生する固定資産除却損を供給販売費ではなく特別損失で整理されていた。	供給販売費の固定資産除却損で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第6条
55	託送供給収支	託送資産の算定誤り	設備勘定(有形)の前年度期末の金額が今年度期首の金額となっていない。	固定資産台帳との突合確認を行い、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税対象となる収入に対する託送収益の比によって算定されていた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
57	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	営業外費用として計上するべきものが供給販売費に計上されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条 別表第13(7)
58	託送供給収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	託送費用として特定できるものは、直接配賦することとし、それ以外は固定資産金額比で配賦するところを人員比で配賦していた。	適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
59	託送供給収支	設備勘定(有形)の算定誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
60	託送供給収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算出にあたり、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の計上もれていた。	省令に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
61	託送供給収支	実績費用の算出誤り	実績費用の算定において、適正な数値で算定していなかった。	省令に基づき正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
62	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表の直近の投資額が実績見込で算定されていた。	省令に基づき、本支管投資額は実績額で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
63	託送供給収支	託送費用の算定誤り	附帯事業にかかる費用を含めてガス事業に係る費用を算定していた。	省令に基づき正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.
64	託送供給収支	託送費用の算定誤り	ガス事業に係る費用の算定において、地区別に直接配賦するにあたり、誤った地区に配賦していた。	省令に基づき正しく配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
65	財務諸表	固定資産明細表の作成誤り	固定資産明細表の作成において、計算式や数値に誤りが認められた。	省令に基づき正しく作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
66	財務諸表	勘定科目の分類誤り	ガス機器販売の労務費について、「その他営業雑費用」として計上すべきところ、供給販売費に計上していた。	ガス器具販売の労務費について、適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条 別表第1
67	財務諸表	勘定科目の分類誤り	製造設備の土地を含む委託作業について、全額供給販売費に計上していた。	製造設備の土地部分について、案分するなど適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条 別表第1
68	約款の運用	本支管工事負担金の処理誤り	託送供給約款に基づく本支管の工事負担金について、自社小売部門に負担金相当額を通知する等の手続きを行っていなかった。	本支管工事負担金について、約款等の規定に基づき適正に処理すべきである。	託送供給約款VI-38. 工事費等の申し受けおよび精算
69	託送供給収支	一般管理費の計上誤り	一般管理費の固定資産除却費について、ネットワークセキュリティ機器の除却分を「システム関連」に特定すべきところ、「土地建物関連」に計上していた。	一般管理費の固定資産除却費について、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
70	託送供給収支	託送費用の算定誤り	天然ガスタンド関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	天然ガスタンド関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
71	託送供給収支	供給販売費（労務費）の算定誤り	内管工事の労務費について、振替額の算定方法を誤っていた。	内管工事の労務費について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
72	財務諸表	勘定科目の分類誤り	ネットワークサーバーに係る費用について、一般管理費として計上すべきところ、供給販売費に計上していた。	ネットワークサーバーに係る費用について、適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第 2 条 別表第 1
73	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費用全額を控除していた。	固定資産除却損について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
74	託送供給収支	託送費用の算定誤り	水素ステーション関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	水素ステーション関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
75	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、収入金額全体から税率で算定した金額を、ガス事業と附帯事業の割合で分配すべきところ、ガス事業と附帯事業それぞれの収入金額に対して税率を乗じて算定していた。	事業税について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (4)
76	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費用全額を控除していた。また、一般管理費の固定資産除却損について、供給販売費の固定資産除却費を控除して割合を算定し計上すべきところ、含めて計上していた。	固定資産除却損について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
77	託送供給収支	託送費用の算定誤り	天然ガスタンド関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	天然ガスタンド関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
78	託送供給収支	営業外収益（雑収入）、（その他）の算定誤り	営業外収益の算定において、料金改定時に料金原価に織り込まれていた費用が「雑収入」に計上されず、「その他」に計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外収益の「雑収入」の算定について、料金改定時に料金原価に織り込まれていた収入は「雑収入」に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
79	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、一般管理費の控除項目である減価償却費と固定資産除却損が正しく控除されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、営業費等から減価償却費、固定資産除却損等を適正に除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
80	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の算定に係る一般管理費の控除項目費用である減価償却費、固定資産除却損について、事業税を含む一般管理費を機能別に配賦して算定していたため正しく控除されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、一般管理費の控除項目費用である減価償却費、固定資産除却損を適正に算定・控除して計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) 及び別表第 2
81	託送供給収支	製造費及び供給販売費の機能別配賦係数の算定の誤り	製造費・供給販売費の機能別配賦係数の算定において、人員比、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価格比）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、機能別配賦人員比、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価格比）について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)
82	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
83	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の 算定誤り	設備勘定（有形）の機能別金額において、固定資産台帳と異なる金額を計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、設備勘定（有形）の機能別金額については、固定資産台帳と整合性を図る等適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 2
84	託送供給収支	営業外費用（雑支出 等）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定において、料金原価に織り込まれていない費用が一部加算計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外費用の雑支出等については、料金原価に織り込まれた営業外費用（ガス事業託送供給約款料金算定規則別表第 1 第 1 表（2）に整理された費用）を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（6）
85	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の供給販売費の控除項目の算定において、機能別配賦係数に用いた固定資産金額比と異なる数値により算定していた。また、運転資本の一般管理費の控除項目の算定において、一般管理費の減価償却費の機能別展開を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本の供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定における費用について適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 2
86	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	財務諸表の営業外収益に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」を託送供給収支計算書の営業外収益に計上していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、損益計算書の営業外収益に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」については、託送供給収支計算書においても営業外収益の「その他」の項目に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）
87	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。	ガス事業会計規則に基づき、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る）は一般管理費の租税課金に計上すべきである。また、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則 第 2 条 別表第 1
88	託送供給収支	営業外収益・営業外 費用の算定誤り	財務諸表の営業外収益及び営業外費用に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」及び「貸倒引当金繰入」を託送供給収支計算書の営業外費用及び営業外収益に計上していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、損益計算書の営業外収益及び営業外費用に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」及び「貸倒引当金繰入」については、託送供給収支計算書においても、それぞれ営業外収益の「その他」、営業外費用の「その他」に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）（7）
89	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）
90	託送供給収支	製造費及び供給販売 費の機能別展開配賦 基準の誤り	製造費及び供給販売費の機能別展開において、社員比・嘱託人員比、固定資産金額比（帳簿価額比）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、製造費及び供給販売費の機能別配賦係数の算定に係る社員比・嘱託人員比・総人員比・固定資産金額比（帳簿価額比）については、総人員台帳、固定資産台帳を確認し適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）
91	託送供給収支	営業外収益・営業外 費用の算定誤り	営業外収益（雑収入、その他）及び営業外費用（雑支出、その他）の機能別展開において、機能別原価項目金額比で配賦し算定すべきところ誤って、固定資産金額比で配賦し算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外収益・費用に係る機能別原価網目金額比については、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）
92	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）

（注）経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

News Release



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令和 4 年 6 月 ● 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

2021年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、2021年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

2021年度における監査は、電気事業者(23社)及びガス事業者(265社)に対して実施し、本日、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

2. 添付資料

- ・(別添1)2021年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)2021年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
統括ネットワーク事業管理官 伊藤
電話:03-3501-1552(直通)

2021年度電気事業監査の結果について(案)

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者(以下「一般送配電事業者等」という。)(23社)に対して実施した2021年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2021年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことが明確にされた。この省令改正を受け、「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。)の有無及び調査方法を重点的に確認した。
- ・2020年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。
- ・2020年度において、託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2020事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2021年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	19	—	—	—	—	—
書面監査実施数	5	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	19
書面監査実施数	—	—	—	—	—	5

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について現地立入と書面を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2021年度において実施した監査の結果、9事業者において10件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・集計誤りや明細書の記載誤り	2
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・誤った部門別収支計算書の提出	1
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・計算書の記載誤りや配賦計算誤り ・誤ったインバランス収支計算書等の公表	7
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥ 体制整備等に関する監査	—
合 計	10

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条

（略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第百七条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理

の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第二条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

2021年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	託送収益明細表の算定誤り	接続供給託送収益（賠償負担金相当金）について、整理すべき収益の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
2	財務諸表	固定資産期中増減明細表（業務設備及び無形固定資産）等の算定誤り	業務設備及び無形固定資産について、事業外固定資産として誤った金額で算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
3	部門別収支	誤った部門別収支計算書の提出	電気事業財務費用について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する提出資料の修正）	提出済みの部門別収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。（訂正後の部門別収支計算書は提出済み。）	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第4条
4	託送供給収支	インバランス収支計算書（他社購入電源費等）等の算定誤り	他社購入電源費等について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第14. 等
5	託送供給収支	送配電部門収支計算書（事業外収益）の算定誤り	事業外収益（固定資産売却益を除く。）について、附帯事業に係る収益を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第15.
6	託送供給収支	誤った超過利潤累積管理表等の公表	2019事業年度の使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用等について、誤った諸元で算定していたため、今回対象の2020事業年度の前期及び当期超過利潤累積額等の算定も誤っていた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みの超過利潤累積管理表等の修正・公表を行うべきである。（訂正後の超過利潤累積管理表等は公表済み。） なお、この誤りにより、2019事業年度の部門別収支について修正を要する。	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
7	託送供給収支	誤ったインバランス収支計算書等の公表	2018事業年度及び2019事業年度において、エリアインバランス誤算定に伴うインバランス料金の精算に関し、旧一電との社内取引に反映していなかった。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバランス収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバランス収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給収支	誤ったインバランス収支計算書等の公表	2019事業年度において、エリアインバランス誤算定に伴うインバランス料金の精算に関し、旧一電との社内取引に反映していなかった。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバランス収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバランス収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
9	託送供給収支	超過利潤累積管理表の注記の誤り	超過利潤累積管理表の注記について、誤った資産承継後の期首帳簿価額を記載していた。	公表資料は入念に確認すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
10	託送供給収支	誤ったインバランス収支計算書等の公表	2019事業年度において、エリアインバランス誤算定に伴うインバランス料金の精算に関し、旧一電との社内取引に反映していなかった。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバランス収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバランス収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条

2021年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（265社）に対して実施した2021年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2021年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2020年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、昨年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2020年度監査において指摘事項はなかったが、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」による運用が定着しているかを判断するため、昨年度に引き続き、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかなど「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2020事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2021年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管

事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	47	11	36	92	8	4
現地立入監査実施箇所数	9	3	18	22	8	3
書面監査実施数	38	9	18	70	-	1
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	20	14	3	29	1	265
現地立入監査実施箇所数	12	7	2	17	1	102
書面監査実施数	8	7	1	12	-	164

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について本社と支社で監査を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2021年度において実施した監査の結果、57事業者において92件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
①	約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・約款に基づく手続き誤り	1（－）
②	財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・営業費の整理誤り	11（－）
③	部門別収支に関する監査	－
④	託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・省令の理解不足や単純ミスによる配賦計算誤り	80（7）
⑤	託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
合 計		92（7）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第一百七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第一百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第一百七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（勧告）

第一百七十八条 委員会は、第一百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第一百七十条、第一百七十一条第一項から第三項まで又は第一百七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第一百七十九条 委員会は、第一百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第一百七十条、第一百七十一条第一項から第三項まで又は第一百七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（権限の委任）

第一百八十九条

（略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第一百七十条の規定による権限、ガス小売事

業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

(略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(略)

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第四十一条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（略）

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用等）の算定誤り	営業外費用（その他）について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(7)
2	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用（資金調達））の配賦誤り	営業外費用（資金調達）について、誤った配賦方法で算定していた。	適正な配賦方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(5)
3	託送供給収支	誤った託送収支計算書の公表	2019事業年度の託送収支計算書について、営業外収益の資金運用に計上する金額の記載が誤っていた。	公表済みの託送収支計算書の修正・公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条
4	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	分轄して整理した工事負担金収入額について、誤った項目（償却分区域外工事負担金収入）に記載していた。	適正な項目（償却分工事負担金収入）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(8)
5	託送供給収支	超過利潤計算書（特別損益）の算定誤り	託送供給関連部門の特別損失について、災害に伴う特別損失を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(1)
6	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	他の事業者から依頼された漏洩検査等に係る収益等について、誤った項目（営業外収益等）に記載していた。	適正な項目（営業収益等）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(5)
7	託送供給収支	託送収支計算書（託送収益明細表）の記載漏れ	託送収益明細表（その他託送供給関連収益）について、記載すべき託送収益の金額が未記載であった。	適正な金額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第14.
8	託送供給収支	特別利益の算定誤り	「特別利益」の算定に当たり、ガスホルダー修繕積立金の取り崩し利益が計上されていなかった。	「特別利益」を適切に修正すべきである。これに伴い修正を要する「税引前託送供給関連部門当期純利益」、「法人税等」、「託送供給関連部門当期純利益」の算定を適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(4)
9	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
10	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の配賦に誤りがあったほか、託送資産の計上に漏れがあったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産については、各機能に正しく漏れがないように配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
11	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均で算定している旨を記載しているが、期末簿価で算定していた。	期首期末平均又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
12	財務諸表	勘定科目の誤り	ガス器具の販売、修理等に係る費用が供給販売費に含まれていた。	「その他営業雑費用」として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
13	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、計上もれがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
15	託送供給収支	託送供給収支計算書上の事業税の算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
16	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、計上もれがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
17	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均で算定している旨を記載しているが、期末簿価で算定しているなどの間違いがあった。	期首期末平均又は期央残高により正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
18	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用や附帯事業費用として整理すべき費用が供給販売費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
19	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	機能別配賦係数の算定基礎となる固定資産の分類に誤りがあった。	機能別に正しく分類し、係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、直課及び固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	機能別に正しく分類し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
21	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用として整理すべき費用が修繕費で整理されていた。需要開発費が、一般管理費として整理されていたものがあった。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
22	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
23	託送供給収支	託送供給収支計算書上の事業税の算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
24	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	託送費用関連配賦基準となる固定資産金額比が誤っていたことにより、託送費用が誤って算定されていた。	固定資産金額比は、各固定資産を各機能に適正に分類し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
25	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均の算定誤り及び計上漏れにより、託送資産が誤って算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
26	託送供給収支	超過利潤累積額管理表の作成誤り	超過利潤累積額管理表の作成にあたり、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）および当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）において、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合は、零とすべきであるが、零とされていなかった。	前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）および当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1) (2)
27	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	託送供給収支	法人税等の整理方法の誤り	法人税等を整理する際に、算出された数値はマイナスであったので、計算規則に基づき、零を下回る場合にあっては零としなければいけないところ、誤ってマイナスの実数を計上していた。	託送供給収支計算書に整理する法人税等は、零を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (9)
29	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
30	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）を算定するにあたり、別表第 1 第 1 表の配賦基準を用いて算定しなければいけないところ、配賦基準どおりに適切に算定されていなかった。	供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）を算定する際には、別表第 1 第 1 表の配賦基準によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (2)
31	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、県税事務所からの指導により事業税の修正申告を行っていたが、託送供給収支計算書に反映させていなかった。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
32	託送供給収支	資金調達に係る営業外費用の算定方法の誤り	資金調達に係る営業外費用を算定するにあたり、固定資産金額比を用いて算定しなければいけないところ、料金収入比で算定していた。	資金調達に係る営業外費用を算定する際には、固定資産金額比によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (5)
33	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
34	託送供給収支	超過利潤計算書の作成方法の誤り	託送供給収支計算書を基に超過利潤計算書を作成する際、「税引前託送供給関連部門当期純利益」欄に誤って税引後の当期純利益を計上していた。	超過利潤計算書を作成する際には、様式に従い適切に数値を計上して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 31.
35	託送供給収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、自家消費分を含めて算定しているが、自社導管部門の自家消費相当分を除いて算定していなかった。	自社託送収益を算定する際には、自社導管部門の自家消費相当分を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 11. (2)
36	託送供給収支	託送供給収支の営業費用（一般管理費）算定方法の誤り	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定するにあたり、事業税を除いて算定すべきところ、事業税を含めて展開していた。	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定する際には、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (2)
37	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきところ、期末残高の額としていた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 22.
38	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用及び実績需要量は、最新の託送料金改定時の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して算定すべきであるが、誤って託送料金改定前の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して作成していた。	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用及び実績需要量は、最新の託送料金改定時の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 35. (6)
39	託送供給収支	託送供給収支計算書上の法人税等の算定誤り	託送供給収支計算書の税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零（「0」）を下回る場合、零とすることと定められているが、誤ってマイナスの実数を計上していた。	託送供給収支計算書の税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零（「0」）を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (9)
40	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきところ、誤計算により金額が相違していた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 22.
41	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の本支管投資額実績表を作成する際、直近 5 年間の実績額を記載すべきところ同記載期間（年度）及び記載金額が相違していた。	託送資産明細表の本支管投資額実績表を作成する際には、直近 5 年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 22.

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
42	託送供給収支	託送供給収支計算書上の法人税等の算定誤り	託送供給収支計算書の法人税等は、法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率を誤っていた。	託送供給収支計算書の法人税等を算定する際には、法定実効税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(9)
43	託送供給収支	託送供給収支の営業外費用の計上金額誤り	託送供給収支の営業外費用において、計算式の誤りにより、本来、営業外費用とすべき金額が計上されていなかった。	託送供給収支の営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.
44	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すべきところ、集計年度の誤りにより、本来、記載すべき値で作成されていなかった。	乖離率計算書の作成にあたり、実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(6)
45	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、小売部門のみに関係する保守点検費用を直接配賦せず、機能別展開する費用項目に含めていた。	GHPの保守点検契約料は小売に係る機能に直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
46	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本について、営業費等から控除する減価償却費の算出方法に誤りがあった。	本来適用すべき係数にて減価償却費を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
47	財務諸表	勘定科目の整理誤り	供給販売費の整理において、休止設備に係る費用が計上されていた。	当該費用については一般管理費で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第89
48	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
49	託送供給収支	超過利潤額の算定誤り	超過利潤計算書について、税引き前の託送供給関連部門当期純利益を入れるべき欄に、税引き後の同額を誤入力した為、超過利潤額が過少に計算されている。	最新の規則に基づき超過利潤計算書を作成するとともに、その様式に基づき超過利潤額を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
50	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産（運転資本）の算定において、除却されている物品の一部が、当該固定資産除却損の中に算入されていないため、運転資本が正しく算定されていない。	固定資産除却損を修正し、運転資本を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
51	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、嘱託社員に係る人員比が誤って算定しており、労務費が正しく算定されていない。	嘱託社員の人員比を修正し労務費を算定しなおすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
52	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益に、貸倒引当金戻し入れ額が含まれていた。	営業外収益から貸倒引当金戻し入れ額を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
53	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、付帯事業等に関わる金額を含めた金額で算定しており、その他の営業外収益が正しく算定されていない。	付帯事業等に係る金額を除いた金額に修正のうえ算出しなおすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
54	財務諸表	特別損失の算定誤り	ガスメーターの入れ替えに伴い発生する固定資産除却損を供給販売費ではなく特別損失で整理されていた。	供給販売費の固定資産除却損で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第6条
55	託送供給収支	託送資産の算定誤り	設備勘定(有形)の前年度期末の金額が今年度期首の金額となっていない。	固定資産台帳との突合確認を行い、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税対象となる収入に対する託送収益の比によって算定されていた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
57	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	営業外費用として計上するべきものが供給販売費に計上されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条 別表第13(7)
58	託送供給収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	託送費用として特定できるものは、直接配賦することとし、それ以外は固定資産金額比で配賦するところを人員比で配賦していた。	適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
59	託送供給収支	設備勘定(有形)の算定誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
60	託送供給収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算出にあたり、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の計上がもれていた。	省令に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
61	託送供給収支	実績費用の算出誤り	実績費用の算定において、適正な数値で算定していなかった。	省令に基づき正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
62	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表の直近の投資額が実績見込で算定されていた。	省令に基づき、本支管投資額は実績額で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
63	託送供給収支	託送費用の算定誤り	附帯事業にかかる費用を含めてガス事業に係る費用を算定していた。	省令に基づき正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.
64	託送供給収支	託送費用の算定誤り	ガス事業に係る費用の算定において、地区別に直接配賦するにあたり、誤った地区に配賦していた。	省令に基づき正しく配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
65	財務諸表	固定資産明細表の作成誤り	固定資産明細表の作成において、計算式や数値に誤りが認められた。	省令に基づき正しく作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
66	財務諸表	勘定科目の分類誤り	ガス機器販売の労務費について、「その他営業雑費用」として計上すべきところ、供給販売費に計上していた。	ガス器具販売の労務費について、適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条 別表第1
67	財務諸表	勘定科目の分類誤り	製造設備の土地を含む委託作業について、全額供給販売費に計上していた。	製造設備の土地部分について、案分するなど適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条 別表第1
68	約款の運用	本支管工事負担金の処理誤り	託送供給約款に基づく本支管の工事負担金について、自社小売部門に負担金相当額を通知する等の手続きを行っていなかった。	本支管工事負担金について、約款等の規定に基づき適正に処理すべきである。	託送供給約款VI-38. 工事費等の申し受けおよび精算
69	託送供給収支	一般管理費の計上誤り	一般管理費の固定資産除却費について、ネットワークセキュリティ機器の除却分を「システム関連」に特定すべきところ、「土地建物関連」に計上していた。	一般管理費の固定資産除却費について、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
70	託送供給収支	託送費用の算定誤り	天然ガスタンド関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	天然ガスタンド関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
71	託送供給収支	供給販売費（労務費）の算定誤り	内管工事の労務費について、振替額の算定方法を誤っていた。	内管工事の労務費について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
72	財務諸表	勘定科目の分類誤り	ネットワークサーバーに係る費用について、一般管理費として計上すべきところ、供給販売費に計上していた。	ネットワークサーバーに係る費用について、適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第 2 条 別表第 1
73	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費用全額を控除していた。	固定資産除却損について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
74	託送供給収支	託送費用の算定誤り	水素ステーション関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	水素ステーション関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
75	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、収入金額全体から税率で算定した金額を、ガス事業と附帯事業の割合で分配すべきところ、ガス事業と附帯事業それぞれの収入金額に対して税率を乗じて算定していた。	事業税について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (4)
76	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費用全額を控除していた。また、一般管理費の固定資産除却損について、供給販売費の固定資産除却費を控除して割合を算定し計上すべきところ、含めて計上していた。	固定資産除却損について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
77	託送供給収支	託送費用の算定誤り	天然ガスタンド関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	天然ガスタンド関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
78	託送供給収支	営業外収益（雑収入）、（その他）の算定誤り	営業外収益の算定において、料金改定時に料金原価に織り込まれていた費用が「雑収入」に計上されず、「その他」に計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外収益の「雑収入」の算定について、料金改定時に料金原価に織り込まれていた収入は「雑収入」に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
79	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、一般管理費の控除項目である減価償却費と固定資産除却損が正しく控除されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、営業費等から減価償却費、固定資産除却損等を適正に除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
80	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の算定に係る一般管理費の控除項目費用である減価償却費、固定資産除却損について、事業税を含む一般管理費を機能別に配賦して算定していたため正しく控除されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、一般管理費の控除項目費用である減価償却費、固定資産除却損を適正に算定・控除して計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) 及び別表第 2
81	託送供給収支	製造費及び供給販売費の機能別配賦係数の算定の誤り	製造費・供給販売費の機能別配賦係数の算定において、人員比、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価格比）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、機能別配賦人員比、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価格比）について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)
82	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
83	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の 算定誤り	設備勘定（有形）の機能別金額において、固定資産台帳と異なる金額を計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、設備勘定（有形）の機能別金額については、固定資産台帳と整合性を図る等適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 2
84	託送供給収支	営業外費用（雑支出 等）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定において、料金原価に織り込まれていない費用が一部加算計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外費用の雑支出等については、料金原価に織り込まれた営業外費用（ガス事業託送供給約款料金算定規則別表第 1 第 1 表（2）に整理された費用）を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（6）
85	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の供給販売費の控除項目の算定において、機能別配賦係数に用いた固定資産金額比と異なる数値により算定していた。また、運転資本の一般管理費の控除項目の算定において、一般管理費の減価償却費の機能別展開を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本の供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定における費用について適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 2
86	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	財務諸表の営業外収益に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」を託送供給収支計算書の営業外収益に計上していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、損益計算書の営業外収益に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」については、託送供給収支計算書においても営業外収益の「その他」の項目に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）
87	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。	ガス事業会計規則に基づき、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る）は一般管理費の租税課金に計上すべきである。また、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則 第 2 条 別表第 1
88	託送供給収支	営業外収益・営業外 費用の算定誤り	財務諸表の営業外収益及び営業外費用に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」及び「貸倒引当金繰入」を託送供給収支計算書の営業外費用及び営業外収益に計上していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、損益計算書の営業外収益及び営業外費用に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」及び「貸倒引当金繰入」については、託送供給収支計算書においても、それぞれ営業外収益の「その他」、営業外費用の「その他」に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）（7）
89	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）
90	託送供給収支	製造費及び供給販売 費の機能別展開配賦 基準の誤り	製造費及び供給販売費の機能別展開において、社員比・嘱託人員比、固定資産金額比（帳簿価額比）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、製造費及び供給販売費の機能別配賦係数の算定に係る社員比・嘱託人員比・総人員比・固定資産金額比（帳簿価額比）については、総人員台帳、固定資産台帳を確認し適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）
91	託送供給収支	営業外収益・営業外 費用の算定誤り	営業外収益（雑収入、その他）及び営業外費用（雑支出、その他）の機能別展開において、機能別原価項目金額比で配賦し算定すべきところ誤って、固定資産金額比で配賦し算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外収益・費用に係る機能別原価網目金額比については、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）
92	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）